

平成27年度における保健事業の申請期限等のお知らせ

まもなく、インフルエンザ予防接種助成等の申請期限・有効期限が到来します。

組合員の皆様におかれましては、申請漏れ等がないように、次の点をもう一度ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

1. インフルエンザ予防接種助成について

助成の対象となるのは、平成 28 年 1 月 31 日までの間に予防接種をしたものに限りませ。

また、申請期限は平成 28 年 2 月 29 日(本組合必着)となリませ。

申請期限を過ぎてからの受付はできませんのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載してリませ。

「平成 27 年度版保健事業のご案内」12～13 ページ

2. 歯科健診助成について

40 歳～60 歳までの 5 歳刻みの組合員を対象に配付した「歯科健診受診票」の有効期限は平成 28 年 1 月 31 日となリませ。

有効期限を過ぎての健診は助成対象となリませないので、ご注意ください。

なお、事前に歯科医院へ健診の予約をしていただく必要がありませが、有効期限が迫ってからは有効期限内に予約が取れない可能性がありませるのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載してリませ。

「平成 27 年度版保健事業のご案内」14～15 ページ

3. 平成 27 年度「保健施設利用券」(藤色)について

有効期限は平成 28 年 3 月 31 日となリませ。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

また、この利用券は、組合員 1 人につき 1 枚の発行となっておりませ。他の組合員の利用券を譲り受けて使用することはできません。また、組合員・被扶養者以外の者が使用することはできません。

「保健施設利用券」の使用方法は次のとおり掲載してリませ。

「平成 27 年度版保健事業のご案内」18～23 ページ

4. 「銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券」(アイボリー色)について

有効期限は平成 28 年 3 月 31 日となリませ。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

なお、今年度に婚姻 25 年に到達する方については、当該宿泊助成券が未使用の場合は翌年度に再交付することができますが、平成 26 年度に婚姻 25 年に到達した方については、翌年度に再交付することはできませんのでご注意ください。

銀婚者祝福助成事業の内容等は次のとおり掲載しています。

「平成 27 年度版保健事業のご案内」25～27 ページ

5. 公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成について

助成の対象となるのは、平成 28 年 3 月 31 日までの適用回数券購入又は平成 28 年 3 月分までの適用月会費の支払いに限ります。

また、申請期限は平成 28 年 4 月 8 日(本組合必着)となります。

申請期限を過ぎてからの受付はできませんのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載しています。

「平成 27 年度版保健事業のご案内」16～18 ページ

6. マジックキングダムクラブについて

マジックキングダムクラブは平成 28 年 3 月 31 日をもって終了することとなりました。

(1)メンバーシップカードについて

現在の有効期限平成 28 年 3 月 31 日をもって無効となります。なお、無効になったカードの返却は不要です。各自で処分をお願いします。

(2)メンバー特典について

①メンバー専用ワンデーパスポート「マジックキングダムクラブ・パスポート」

入園日が平成 28 年 3 月 31 日のものまで購入することができます。なお、前売り券、予約券も同様となります(平成 28 年 4 月以降の日付指定の前売り券、予約券は購入できません)。

②ホテル宿泊特典について

宿泊日が、平成 28 年 3 月 31 日の宿泊まで利用できます。

③イクスピアリの一部店舗／シネマイクスピアリの割引について

平成 28 年 3 月 31 日の購入まで利用できます。

担当:保健課 保健担当 中村
TEL:055-232-7311